

一般社団法人プロジェクトマネジメント学会
電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規則

種類：規則
議決：理事会
制定期日：2024年1月9日
改訂期日：

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、一般社団法人プロジェクトマネジメント学会において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、一般社団法人プロジェクトマネジメント学会の全ての役員に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、本部運営管理室長とする。

(会計業務委託先)

第4条 本規則に定めによる事務手続きをMHCトリプルウィン株式会社（東京都港区西新橋一丁目3番1号 西新橋スクエア）に委託する。

第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

第5条 当学会における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- 電子メールを利用した請求書等の授受
- Web サービス等を利用した請求書等の授受

(取引データの保存)

第6条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第5条に定めるデータについては、保存サーバ内に10年間保存する。

(対象となるデータ)

第7条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

- 発注情報
- 確定見積情報
- 確定請求情報
- その他

(運用体制)

第8条 保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

- 一 管理および処理責任者 本部運営管理室長 関 哲朗

(訂正削除の原則禁止)

第9条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは禁止とする。

附則

2024年1月9日 佐野 祥一郎 総務委員長制定

同 理事会決定により2024年1月1日に遡及して適用する。